

平成26年7月28日(月)  
於 栃木県公館 大会議室

第163回 栃木県都市計画審議会  
会 議 録

1 . 開催日 平成 26 年 7 月 28 日 ( 月 )

2 . 開催場所 栃木県公館 大会議室

3 . 出席委員 19 名

福田委員、築瀬委員、森本委員、尾立委員、  
青木委員、戸室委員、青山委員、半田委員、  
又野委員(代)、越智委員(代)、末松委員(代)、桑原委員(代)、  
小菅委員、佐藤委員、斉藤委員、三森委員、  
平池委員、板橋委員、熊本委員

(代)は代理出席であり、2号委員(関係行政機関の職員)については栃木県都市計  
画審議会規程により代理出席が認められております。

午後1時30分 開会

事務局 定刻となりましたので、ただいまから第163回栃木県都市計画審議会を開会いたします。

最初に、委員の異動がございましたので新任の委員を御紹介いたします。

1号委員で新しく任命されました栃木県農業会議事務局長 福田保委員でございます。(挨拶)

同じく、早稲田大学教授 森本章倫委員でございます。(挨拶)

同じく弁護士 青木隆夫委員でございます。(挨拶)

同じく自治医科大学講師 青山泰子委員でございます。(挨拶)

同じく栃木県商工会連合会理事 半田政夫委員でございます。(挨拶)

2号委員で新しく任命されました国土交通省関東運輸局長 又野已知委員でございます。(代理挨拶)

同じく国土交通省関東地方整備局長 越智繁雄委員でございます。(代理 挨拶)

同じく農林水産省関東農政局長 末松広行委員でございます。(代理 挨拶)

4号委員で新しく任命されました栃木県議会議員 三森文徳委員でございます。(挨拶)

5号委員で新しく任命されました宇都宮市議会議員 熊本和夫委員でございます。(挨拶)

以上で、今回新たに委員となられた方の御紹介を終わります。

開会にあたりまして、県を代表して、吉田県土整備部長から御挨拶を申し上げます。

吉田県土整備部長 県土整備部長の吉田でございます。第163回栃木県都市計画審議会に御出席をいただきまして本当にありがとうございます。

本日、御審議いただく案件については、いずれも栃木県の今後の発展に不可欠なものと考えておりますので、慎重な御審議をぜひお願い申し上げます。

案件の紹介をさせていただきます。付議案件が5件、報告案件が1件ございます。

付議案件の1件目でございますが、都市計画区域区分の変更について御審議をいただくものでございます。

付議案件の2件目及び3件目は、都市計画道路の変更について御審議をいただくものでございます。

付議案件の4件目は、下水道区域の変更について御審議をいただくものでございます。

5件目は、都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてになります。これは、民間事業者が設置しようとする産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないかを御審議いただくものでございます。

最後に、報告事項として、とちぎの都市ビジョンについて御報告を差し上げます。委員の皆様には十分な御審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局 本日は、委員20名のうち出席委員は19名で、栃木県都市計画審議会条例第5条の規定による定足数に達しましたことを御報告いたします。

次に、本日の議長についてですが、第162回をもちまして永井会長が御退任されましたので、栃木県都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づく会長職務代理者であります築瀬委員にお願い

したいと思います。

( 築瀬委員、議長席につく )

○仮議長 築瀬でございます。本日は、第163回栃木県都市計画審議会を開催しましたところ、委員の皆様には御多用中にもかかわらず、御出席いただきましてまことにありがとうございます。前会長からあらかじめ御指名をいただいておりますので、会長が決定するまでの間、暫時議長を務めさせていただきます。

早速ですが、会長の選出を行いたいと思いますので、お手元の委員名簿を御覧いただきたいと思います。会長につきましては、栃木県都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、1号委員の中から委員の選出によって定めることになっております。これにつきまして、いかが取り計らえばよろしいでしょうか。

委員 代行者として長く経験もあり、大学の教授として学識経験も豊かで、また、そこに座っていますから座りもいいので、築瀬委員を推薦したいと思います。

仮議長 ありがとうございます。まだなれておりませんが、ただいま、委員から、会長に築瀬をとの御推薦がりましたが、他に御推薦はありませんでしょうか。

それでは、お諮りいたします。築瀬を会長に選任することについて御異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長(議長) それでは、異議なしということでございますので、築瀬を会長に選任したいと存じます。事務局 ありがとうございます。それでは、築瀬委員には会長就任の御挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長(議長) 改めまして、築瀬でございます。よろしく願いいたします。

先ほど御推薦いただきましたように、委員長代理をやっておりましたので特に申し上げることはございませんが、世の中、これからの日本のためにはもう少し女性をふやしたほうがいい。3割などというすごい数字が飛び交っておりますが、お見受けするとかなりそれに遠いと感じます。ぜひ参加された女性委員には何倍も御奮闘いただきまして、次の方への道を開いていただきたいと存じます。

また、当然でございますが、皆様ひとつ活発な御議論をよろしく願い申し上げます。以上で終わります。

事務局 ありがとうございます。続きまして、栃木県都市計画審議会条例第4条第3項の規定により、会長が会長職務代理者をあらかじめ指名することとなっておりますので、築瀬会長から1号委員のうちどなたかを御指名いただきたいと思っております。

議長 それでは、規定で会長が指名するということですので、私から指名させていただきますと存じます。会長職務代理者として森本委員をお願いしたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、森本委員よろしく願いいたします。簡単に御挨拶をいただけますか。

委員 早稲田大学の森本でございます。この3月まで宇都宮大学の教授として、20年間栃木県のまちづくりをお手伝いしてまいりました。非常に重要な会議の委員かつ職務代行者ということですので、

皆さんの御協力を得ながら、適切に会長を補佐する役割を担えればいいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議長 突然振りまして申しわけありません。ありがとうございました。

それでは、これより本日の議事に入りたいと思います。

それでは議事を進めさせていただきます。まず議事録署名人ですが、6番の戸室委員、7番青山委員の御両名にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは審議に入ります。

本日の案件としましては、お手元の「第163回栃木県都市計画審議会 議案の概要」にございますように、「小山栃木都市計画区域区分の変更について」など5件の議案でございます。

なお、審議会運営にあたりましては、栃木県都市計画審議会規程第12条の規定に基づき、本日の審議は公開といたします。

最初に、第1号議案「小山栃木都市計画区域区分の変更について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から御説明をお願いします。

幹事（栃木県都市計画課長） 幹事であります都市計画課長の大野でございます。よろしく願いいたします。私の方から御説明させていただきたいと思っております。大変恐縮ですが、着座にて御説明させていただきます。

第1号議案「小山栃木都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。お手元の「議案書」の1ページから3ページまでが第1号議案でございます。

議案書3ページの位置図を御覧願います。本案件は、赤のハッチングで示しております栃木市千塚町上川原地区、面積約36.7haについて、工業地として市街化区域へ編入しようとするものでございます。

参考資料で御説明いたします。参考資料の1ページを御覧願います。改めまして、今回市街化区域に編入する区域でございますが、「1 位置図」に赤で示しております栃木市街地の北西部、東北縦貫自動車道栃木インターチェンジから県道栃木粕尾線沿いに北西約2.5kmに位置する約36.7haの区域でございます。ページ右側に拡大した計画図を示してございます。

この区域につきましては、昭和40年代中ごろの東北縦貫自動車道栃木インターチェンジの供用に合わせまして、交通利便性が期待できる地区ということで、工業系の土地利用を図る区域として、経済産業省の「工場適地」の指定を受け、産業団地の開発等の研究が進められてきたところでございます。これまでに、経済状況の悪化等によりまして検討の休止期間はありましたが、平成19年に地元を含めた検討を再開しまして、今回、栃木市が土地区画整理事業により産業団地を整備することが確実になったことから、当区域を市街化区域に編入するものでございます。

参考資料2ページの左側を御覧願います。これは、平成23年11月に県が策定しました「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、これはいわゆる「都市計画区域マスタープラン」でございますが、その抜粋を示したものでございます。当地域につきましては、用途の配置方針としまして「工業地」、また、都市づくりの実現化方策におきまして、具体的な取組事業として「優れた立地条件を

生かした企業誘致」を図るとされているところでございます。また、栃木市の都市計画マスタープランにおきましても「産業拠点の整備を図る地区」としているところでございます。

また、栃木市では、土地区画整理事業を行うとして、平成23年度から県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を行ってきたところでありまして、この8月に完了する見込みとなっております。

このように、今回、2ページ右側の「4 市街化区域編入の理由」の四角枠の中に記載しておりますように、マスタープランに位置づけられていること、農林業との土地利用調整が図られたこと、環境影響評価書の作成が完了見込みであること、栃木市施行の土地区画整理事業が確実にされたことなど市街化調整区域編入の要件が整ったことから、今回、区域編入しようとするものでございます。

なお、関連いたします用途地域の変更、土地区画整理事業の決定につきましては、市の決定案件でありますので、栃木市におきまして、本件市街化区域編入の決定に併せて決定することとしております。また、2ページ右側の（参考）のように用地地域は「工業地域」とし、良好な産業団地を形成するため地区計画を同時に決定することとしているところでございます。

なお、本件につきましては、平成25年10月29日から2週間、案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。また、栃木市から平成26年6月30日付で異存ない旨の回答を得ております。

第1号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長 御説明ありがとうございました。ただいまの案件につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いたします。

手続は全て順調に整ったということのようです。この案件につきましてよろしゅうございますか。

御質問、御意見がないようですので、本案件については原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 御異議がございませんので、本案件については原案どおり議決いたします。

.....

議長 続いて、第2号議案「宇都宮都市計画道路の変更について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から御説明をお願いいたします。

幹事（栃木県都市計画課長） 第2号議案「宇都宮都市計画道路の変更について」御説明いたします。お手元の「議案書」の4ページから6ページまでが第2号議案でございます。

議案書6ページの位置図を御覧願います。本案件は、赤色で示しております「3・4・5号石橋駅東通り」の起点の位置を変更、また、それに伴いまして延長を変更しようとするものでございます。

参考資料で御説明いたしますので、参考資料の3ページを御覧願います。左側に位置図を示してございます。赤で示した道路が今回変更します石橋駅東通りでございます。また、本案件に関連する道路として、下野市が都市計画の変更を行います「3・4・802号北城通り」を図の左に縦に青色で示してございます。今回変更する部分は、点線の丸で示した部分でございますが、3ページの右側にその拡大した平面図を示しておりますので御覧願います。

本案件は、下野市が北城通りについて、青で示した現計画をピンク色に変更することに伴いまして、赤で示しました石橋駅東通りの起点の位置を変更し、それに伴い延長が約20m短くなりまして、延長を3,880mに変更しようとするものでございます。

また、下野市の変更案件でございますが、今回の変更の要因になりますので、北城通りの変更につきまして御説明させていただきます。

北城通りにつきましては、参考資料の図面に「病院予定地」と示しておりますが、石橋総合病院が老朽化や耐震上の問題などから建て替え移転することになり、当場所、こちらの病院予定地に移転することが確実になりました。市が改めまして周辺道路の整備を検討しまして、今回の変更に至ったわけでございます。

参考資料3ページ右側の平面図ですが、病院予定地につきましては、西側に黄色で細く示しておりますが、現道がございまして、歩道のない幅員8mの市道が隣接しております。ここに近接して、すぐ西側に未整備の北城通りが並行して都市計画決定されているところでございます。市としましては、病院移転に際しては、黄色い市道が主たるアクセス道路になりますので、これを整備することを検討したわけですが、北城通りの位置を市道に重ねる位置に変更しまして、現況の幅員8mから幅員16mの歩道付きの道路に整備することとしたものでございます。このため、北城通りをピンクのように変更するというところでございます。繰り返しになりますが、北城通りの位置の変更に伴いまして、県決定の都市計画道路石橋駅東通りの交差点の位置が変わり、これを変更しようとするものでございます。

なお、本件につきましては、平成26年5月16日から2週間、案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。また、下野市から平成26年7月8日付で異存ない旨の回答を得ております。

第2号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、2号議案につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

県道に併せて20mほど交差点の位置が変更になるという案件で、手続も全部済んでいると御説明いただきました。よろしゅうございますか。

では御意見、御質問がないようですので、お諮りしたいと思います。原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、本案件については原案どおり議決させていただきます。ありがとうございます。

.....

議長 引き続きまして第3号議案「茂木都市計画道路の変更について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から御説明をお願いいたします。

幹事(栃木県都市計画課長) 第3号議案「茂木都市計画道路の変更について」御説明いたします。お手元の「議案書」の7ページから9ページまでが第3号議案でございます。

議案書 8 ページの計画書を御覧願います。本案件は、茂木都市計画区域における都市計画道路網全体を見直しまして、8 ページの 1 に記載のとおり、3・4・1 号茂木駅前線ほか 2 路線を変更し、2 に記載のとおり 3・4・4 号茂木中央通線を廃止しようとするものでございます。

参考資料により説明いたします。参考資料 4 ページを御覧願います。左側が変更前の現在の都市計画道路網の計画でございます。右側が今回変更しようとする変更後の都市計画道路の図面でございます。今回、左側の赤色で表示している 4 路線を、右側の同じく赤色で表示しております 3 路線に変更しようとするものでございます。

変更する理由について説明させていただきます。参考資料 4 ページの位置図の左側を御覧願います。茂木町におきましては、赤色で示しました県決定の 4 路線及び青色で示しました茂木町決定の 2 路線の計 6 路線を、昭和 42 年に都市計画決定いたしました。その後、下側に紫色で示しておりますが、3・3・1 号茂木バイパス通を平成 4 年に都市計画決定し、現在に至っております。

この茂木バイパス通が平成 22 年 3 月に国道 123 号茂木バイパスとして全線供用しまして、茂木市街地内の交通量が大幅に転換されたことから、町全体の道路網を見直しまして、都市計画道路の変更を行うものでございます。

なお、変更にあたりましては、将来交通需要等の定量的な検討を行いました。現況の道路網で円滑な交通を確保できることを確認できたことから、既存の道路を有効に利用した形で都市計画の見直しを行ったところでございます。

次に、変更の内容について説明させていただきます。同じ図面の右側を御覧願います。赤色で示します道路が変更後の都市計画道路でございます。まず、頭に 番で示しております 3・5・2 号茂木増井線でございます。左側の変更前の図面では黒色の破線で示しております。これは現在の県道の旧 123 号、破線で示す現道のある区間となりますが、これは茂木町市街地の骨格となる幹線道路として位置づけております。これに併せまして、右の図面で 番で示しております 3・5・1 号茂木駅前線は、茂木駅から茂木増井線までの区間に変更いたしまして、茂木駅から茂木市街地へのアクセスを確保しているところでございます。

また、右側の 番、3・4・1 号増井三坂線、これは右下に延びる道路ですが、県道水戸茂木線に接続する市街地の南北の幹線として位置づけているところでございます。

内容的には、位置図の変更前を変更後の道路網に変えるということですが、細かい内容につきまして説明させていただきます。

参考資料 4 ページ下の「2 新旧対照表」を御覧願います。左側に変更前、右側に変更後を示し、それぞれの道路をどのように変更するのかを矢印で示しております。

番の茂木駅前線は、区間を縮小するとともに、沿道状況や交通状況を考慮しまして幅員を 12 m といたしました。また、駅前広場について、駅の利用者数に基づき施設配置計画を改めて行いまして、面積をこれも縮小しまして 1,500 m<sup>2</sup> といたしました。

次に、左側の変更前の 番、坂井増井線と 番の茂木中央通線は、この 2 路線を統合する形で右側の変更後の 番、茂木増井線としまして、沿道状況や交通状況を考慮しまして幅員を 12 m に変更い



たします。

次に、左側の変更前の、増井三坂線につきましては、整備済みであります。市街地内の南北の幹線道路として、名称の変更はございますが、道路そのものの変更は行わないこととしています。

なお、左側の変更前の、弾正仲の内線及びの榎本小倉町線は、茂木町の決定案件であります。今回の見直しで廃止することとしております。

また、今回の茂木都市計画道路の全面見直しによりまして、左側の6路線を右側の3路線に変更することから、都市計画道路の番号・名称を整理して、名称等の変更等を行っているところでございます。

本件につきましては、平成26年5月23日から2週間、案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。また、茂木町から平成26年7月10日付で異存ない旨の回答を得ております。

第3号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。複雑な説明でしたが、新旧対照表のように総括的に整理することで、手続を踏んでみえたということのようでございます。この案件について御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

人口減少していく中で、より現実に沿った案ということかと存じますが、どなたか御質問等ございますか。

それでは、御質問、御意見はないようですので、本件については原案どおり議決するというところで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、ご異議がございませんので、本案件については原案どおり議決いたします。

.....

議長 続きまして、第4号議案「足利佐野都市計画下水道の変更について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から御説明をお願いいたします。

幹事(栃木県都市計画課長) 第4号議案「足利佐野都市計画下水道の変更について」御説明いたします。お手元の「議案書」の10ページから12ページまでが第4号議案でございます。

議案書11ページの計画書を御覧願います。本案件は、佐野市におきまして、流域下水道を公共下水道に移行することから、渡良瀬川上流流域下水道(秋山川処理区)を廃止しようとするものでございます。

こちらについても参考資料で御説明いたしますので、参考資料の5ページを併せて御覧願います。渡良瀬川上流流域下水道(秋山川処理区)につきましては、平成5年1月に、当時の佐野市、田沼町及び葛生町の3市町の下水を処理する流域下水道として都市計画決定しまして、平成7年3月から供用を始め、県が広域的に下水の処理を行ってきたところでございます。

このような中、佐野市におきましては、平成17年に田沼町と葛生町を合併しまして新佐野市になりました。これによりまして流域下水道の全域が佐野市の区域になったわけでございます。このため、2以上の市町村の下水を処理するという流域下水道の要件を満たさなくなりまして、1つの市町村の

下水を処理する公共下水道に移行することになったことから、今回、県決定の流域下水道を廃止しようとするものでございます。

なお、本案件につきましては、合併の特例による覚書によりまして、合併後10年間は流域下水道として県が管理することになっていたのでございますが、10年を経過するのが今年度末の来年3月ということですので、今回流域下水道を廃止するものでございます。

参考資料の5ページを御覧願います。左側に廃止・変更前の現在の状況、右側に廃止・変更後の状況を示しております。このように、本案件の流域下水道の廃止に合わせまして、佐野市では、現在都市計画決定しております田沼町公共下水道及び葛生町公共下水道を廃止しまして、この排水区域を佐野公共下水道の排水区域に取り込んだ排水区域の拡大及び流域下水道で位置づけられております下水処理場などの施設を追加する都市計画の変更を行うこととしております。これによりまして、佐野市の下水道が全て、佐野公共下水道になるものでございます。

本件につきましては、平成26年3月11日から2週間、案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。また、佐野市から平成26年7月9日付で異存ない旨の回答を得ております。

第4号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。下水道の案件でございます。

私から確認ですが、手続論的な話であって、特に下水道の現実の状況に変更があったということではないのですね。

幹事（栃木県都市計画課長） 下水道施設その他の排水区域については全く変わりございません。ただ、一部、今まで流域下水道として位置づけられていたものが、要件を満たさなくなったので、その部分を公共下水道に変更するという案件で、もの自体は全く変更はございません。

議長 どうもありがとうございました。手続論的なお話だということでございます。この案件につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

特に御意見、御質問はないようですので、本件については原案どおり議決するということで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ありがとうございます。御異議がございませんので、本案件については原案どおり議決いたします。

.....

議長 最後の案件になります。第5号議案「小山栃木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から御説明をお願いいたします。

幹事（栃木県都市計画課長） 第5号議案「小山栃木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明いたします。お手元の「議案書」の13ページから15ページまでが第5号議案でございます。

議案書15ページの位置図を御覧願います。本案件は、建築基準法第51条ただし書きの規定によ

りまして、民間事業者が栃木市内の赤の区域に設置しようとする「産業廃棄物処理施設」の敷地の位置が、都市計画上支障がないかどうか御審議いただくものでございます。

議案の説明に入る前に、本案件が付議された理由であります「建築基準法第51条ただし書き」について御説明いたします。参考資料6ページの左側を御覧願います。建築基準法第51条の条文を記載してございます。建築基準法第51条では、「都市計画区域内において卸売市場、火葬場や『その他政令で定める処理施設』の用途に供する建築物は、都市計画において敷地の位置が決定しているものでなければ新築、又は増築してはならない」とされています。また、ただし書きとしまして、「特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においてはこの限りではない」とされています。

本案件に係る建築物は産業廃棄物の処理施設でありまして、参考資料6ページ左側中ほどに四角の枠で囲んで示している政令によりまして、建築基準法第51条の「その他政令で定める処理施設」になります。このため51条の適用を受けることになります。

建築基準法第51条の適用を受ける建築物につきましては、設置主体が公共団体など、公共性が高く計画的なものにあっては都市計画決定を行うことにしておりますが、本案件のように、民間事業者が設置するなどしまして恒久性が不確実で都市計画決定ができないようなものにつきましては、ただし書きを適用することとなります。

同じく参考資料6ページの左側下に手続の流れを示してございますが、本案件につきましては、建築許可をするものが栃木市ですので、特定行政庁である栃木市長から知事が都市計画審議会に付議依頼を受け、本日、当審議会で御審議いただくものでございます。このため、本日は特定行政庁の事務を所管しております栃木市建築指導課長も同席しておりますので、よろしく御願いいたします。

それでは、議案の内容について説明させていただきます。参考資料6ページ右側の「1 施設の概要」を御覧願います。本案件は、事業者が平成22年に許可を受け設置しました「がれき類を再生骨材として再利用するために破碎処理を行う中間処理施設」につきまして、今回、保管施設などの増設及び敷地の拡張をしようとするものでございます。

位置は、「2 位置図」に赤で着色しました栃木市尻内町地内の市街化調整区域内でございます。事業者は、平成17年に、前から営んでいた前事業者から産業廃棄物中間処理施設の承継を受けまして、当該地で既に業を営んでおります。平成22年には処理施設更新のために廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法や建築基準法第51条ただし書きなどの許可を受けまして処理施設を設置し、現在に至っているところでございます。

本施設の処理の流れを参考資料6ページ右側上に示しておりますが、搬入されたがれき類を最大処理能力日量2,152tの破碎機で破碎しまして、不純物の除去を経て保管した後、道路の路盤材等に利用される再生骨材として搬出するというものでございます。

現在の敷地の概要を参考資料7ページ左側に示しておりますので御覧願います。2基の破碎機と保管施設などを有し、敷地面積は9,961.36㎡でございます。今回、事業者は、右側に示しておりますように、破碎機そのものの変更や更新等はありませんが、需要増加に伴う処理量の増加に対応

するため、保管施設や荷さばき・駐車スペースなどを増設し、それに伴いまして敷地を43,097.93㎡に拡張しようとするものでございます。

施設の場所の状況でございますが、参考資料の6ページにお戻りいただきまして、右側の位置図を御覧願います。当該地は、栃木市と佐野市の境付近にありまして、周囲を山に囲まれた国道293号という幹線道路沿いでございます。周辺には学校や病院などはなく、最も近い民家は約430m離れている状況でございます。このことから、本施設が周辺道路や周辺土地利用に支障を生じさせることはないものと考えております。

また、平成22年の本施設の設置に際しましては、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を実施しておりまして、生活環境に配慮した施設となっているところでございます。さらに、事業者は周辺自治会と環境保全協定を結んでいるところでございまして、周辺地域の生活環境への影響は特に問題はないものと考えているところでございます。

以上のことから、事務局としては、「本施設の敷地の位置については、都市計画上支障がないもの」と考えているところでございます。

第5号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。都市施設ではなく、今度は産業廃棄物処理施設の案件でございますが、この案件につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

平成22年にこの都市計画審議会にお諮りになったということですが、その後特に何の問題も生じておらず、また今回拡張だということですね。

幹事（栃木県都市計画課長） はい。平成22年にこの審議会を経て許可になりまして、今現在運営しているわけですが、周辺からの苦情は特にないと聞いています。特に問題はないところでございます。

議長 ありがとうございます。

御質問、御意見はよろしゅうございますか。それでは、この案件について都市計画上支障のない旨議決することについて御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 御異議がございませんので、本案件については都市計画上支障がない旨、議決いたします。

以上をもちまして、本日の議案の審議を終了いたします。議決されました案件につきましては、直ちに答申の手続をとりますので御了承願います。

.....

議長 続きまして、報告第1号「とちぎの都市ビジョンについて」事務局より御説明をお願いします。

事務局（栃木県都市計画課長補佐） 事務局の都市計画課課長補佐の分田でございます。報告につきましては、私から説明させていただきます。座って説明いたします。

報告第1号「とちぎの都市ビジョン」について報告いたします。お手元の「報告資料」概要の1ページ「とちぎの都市ビジョンの策定について」を御覧ください。とちぎの都市ビジョンは、21世紀中ごろの中長期的視点に立った都市づくりの基本的な考え方などを県民や市町などと共有しつつ取

り組んでいくことを目的として策定したものでありまして、近年、人口減少・超高齢社会への対応が喫緊の課題になっていることや、東日本大震災などにより防災・減災やエネルギー需給の変化、環境問題などへの県民の意識が高まっていることから、これらを踏まえまして本ビジョンを改定することといたしました。

策定にあたりましては、本年2月の都市計画審議会における「人口減少・超高齢社会、環境への負荷低減などに対応したコンパクトな都市づくりの基本的な考え方」に対する答申や、昨年度の栃木県議会県土整備委員会特定テーマ「高齢社会に対応した県土整備について」の提言を反映するとともに、本年3月5日から4月4日においてパブリック・コメントを実施しまして、県民意見の募集を行いました。

ビジョンの概要といたしましては、暮らしやすく持続可能な県土・都市づくりのため、都市機能がバランスよく集積した拠点づくりを進め、公共交通などにより効率的にネットワークさせた「とちぎのエコ・コンパクトシティ」を目指すこと、また、その実現に向けまして、「暮らしやすくコンパクトな都市づくり」「誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくり」など4つの基本目標と、医療や福祉、産業、環境など「各種政策との連携」「多様な主体との協働」など3つの基本姿勢を掲げ、県・市町・民間が連携しながら戦略的に取り組むこととしております。

資料では、本編のほか、A3番の概要版も添付しましたので、御覧いただければと思います。

パブリック・コメントにおきましては、資料の末尾に添付のとおり、6名の方から15件の意見をいただいたところでありまして、一部内容についての質問などもありましたが、おおむねビジョン（案）に対する賛意や掲げた取組などをさらに推し進めるべきとの意見であったことから、ほぼ原案どおり決定することといたしました。

本ビジョンにつきましては、本審議会報告後、公表することとしております。

なお、本ビジョンの方向性を踏まえながら、平成27年度に都市計画決定を予定しております次期都市計画区域マスタープランを策定することとしております。報告につきましては以上でございます。議長 ありがとうございます。パブリック・コメントが出されたということですが、資料の「パブリック・コメントにおける提出意見とそれに対する栃木県の考え方」に記載されているということによるしいですね。

事務局（栃木県都市計画課長補佐） はい、そのとおりです。

議長 市民の方からの御意見もいただいたということでございます。本案件につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。概要の報告ですので、急なところでは難しいかと思いますが、何かございますか。

よろしゅうございますか。とりあえずは御報告いただいたということで。

それでは、御質問等がないようですので、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。静ひつな中で御審議賜りましたことに厚くお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

事務局 以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時20分 閉会